

○北杜市障がい者施策推進協議会設置条例

令和3年3月25日

条例第2号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、北杜市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第11条第3項に規定する障害者基本計画に関し、同条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、市長に意見を述べること。
- (2) 障がい者（法第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、15人以内をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障がい者
- (2) 障がい者の家族

- (3) 障がい福祉団体を代表する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

2 委員が委嘱された後の最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。